

公益財団法人本荘由利産学振興財団 助成事業業務規程

(目的)

第1条 公益財団法人本荘由利産学振興財団（以下「財団」という。）が行う助成事業に関して必要な事項を定め、事業の適正かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

(助成の審査基準)

第2条 財団が助成を行うに当たっては、助成の対象となる事業が、次の各号に掲げる条件に適合することを要する。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつその実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適正であること。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項に掲載した助成申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請目的及び必要とする理由
- (2) 申請金額
- (3) 事業内容等がわかる書類
- (4) 予算書又は経費支出明細書
- (5) その他財団が必要と認める書類

(助成の決定)

第4条 理事長は、前条による交付の申請を受けたときは、助成審査委員会を開催し、第2条の審査基準に適合するか否かを審査し、適当と認めるものについては、予算の範囲内において助成額を算定し、当該年度の事業計画に基づき助成を決定する。

- 2 助成を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに助成決定通知書（様式第2号）にて、通知しなければならない。

(事業の変更及び中止)

第5条 助成をうけたものが、当該事業の内容等重要な変更をしようとするとき、または、当該事業を中止しようとするときは、助成変更・中止承認申請書（様式第3号）により、理事長に承認を得なければならない。

(実績報告)

第6条 助成を受けたものは、当該事業が完了した場合、速やかに実績報告書(様式第4号)により、理事長に報告しなければならない。

(助成の決定の取り消し及び助成金の返還)

第7条 理事長は、助成を受けたものが、正当な理由がなく次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、助成の取り消し又は返還を求めることができる。

- (1) 助成対象である事業を中止したい旨の申出があったとき。
- (2) 助成対象である事業を実施せず、または実施する意志が認められないとき。
- (3) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (4) 前条に規定する実績報告がないとき。
- (5) 助成金を助成目的以外に使用したとき。
- (6) その他助成を受けるものとして、ふさわしくない行為があったとき。

(報告の徴収及び調査)

第8条 財団は、助成事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、助成の決定を受けたもの及び助成を受けたものに対し、随時助成事業及び会計について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、助成金支出に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年5月22日より施行する。

平成25年4月1日 一部改正